

公 告

分任契約担当官  
自衛隊群馬地方協力本部長  
上野 和人  
( 公 印 省 略 )

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件 名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 令和8年度自衛隊群馬地方協力本部で使用する電気(再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	本 部		令和8年3月 5日(木) 1000	自衛隊群馬地方協力本部 4階 試験室
(2) 令和8年度自衛隊群馬地方協力本部で使用する電気(再生可能エネルギー比率60%以上)		前橋募集案内所	令和8年4月 1日(水) 0000	令和8年3月 5日(木) 1015	
(3) 令和8年度自衛隊群馬地方協力本部で使用する電気(再生可能エネルギー比率30%以上)		高崎地域事務所	～	令和8年3月 5日(木)	
(4) 令和8年度自衛隊群馬地方協力本部で使用する電気(再生可能エネルギー比率0%)(再生可能なエネルギー比率に関する条件なし)		沼田地域事務所	令和9年3月 31日(水) 2400	令和8年3月 5日(木) 1030	
		藤岡募集案内所		令和8年3月 5日(木) 1045	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する制約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1(1)～1(4)のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。

この際、1(4)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

### 3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

#### (1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2 (5) 及び2 (12) に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書 (様式別途配布) を提出すること。

#### (2) 提出方法

持参又は郵送 (FAX不可)。郵送の場合については、その旨を必ず担当の「早野」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。

#### (3) 提出期限

令和8年3月2日 (月) 正午

### 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、令和8年3月4日 (水) 正午までに電話により入札参加希望者に回答する。

(1) 2 (1) から (12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書 (再生可能エネルギー比率100%)」を採用するものとし、その競争参加を認める。

(2) 第1号の要件を満たせない場合において、2 (1) から2 (12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書 (再生可能エネルギー比率60%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

(3) 第2号の要件を満たせない場合において、2 (1) から2 (12) までの全ての必要な資格を満たし、かつ再生エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書 (再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。

(4) 第3号の要件を満たせない場合において、2 (1) から2 (12) までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書 (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

### 5 契約条項を示す場所等

#### (1) 自衛隊群馬地方協力本部総務課会計班にて閲覧、または

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

#### (2) 適用する契約条項

ア 駐屯地標準契約書「談合等の不正行為に関する特約条項」

イ 駐屯地標準契約書「暴力団排除に関する特約条項」

ウ 駐屯地標準契約書「単価契約に関する特約条項」

### 6 入札説明会及び競争入札実施要領等

#### (1) 入札説明会

実施しない。

#### (2) 入札実施要領

##### ア 1 (1) の入札で応札をできる者がいる場合

1 (1) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

##### イ 1 (1) の入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (1) の入札で応札をできる者がなかった場合

1 (2) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

##### ウ 1 (2) の入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (2) の入札で応札をできる者がなかった場合

1 (3) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

##### エ 1 (3) の入札で落札者がいなかった場合 (再度入札を含む)、あるいは1 (3) の入札で応札をできる者がなかった場合

1 (4) の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備

のこと。

オ 入札において、1 (1) の入札案件が落札に至った場合、1 (2) ~ 1 (4) の入札は全て実施しない。

カ 入札において、1 (2) の入札案件が落札に至った場合、1 (3) ~ 1 (4) の入札は全て実施しない。

キ 入札において、1 (3) の入札案件が落札に至った場合、1 (4) の入札は実施しない。

## 7 保証金等に関する事項

### (1) 入札保証金

免除。ただし落札者が契約を締結しない場合、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金

免除。ただし契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式：予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）

(2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）算定基礎とし、仕様書に記載する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。

(3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

(4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

## 9 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 入札者の氏名及び押印された印影もしくは押印省略の場合は担当者の氏名及び電話番号が判別しがたい入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

## 11 その他

(1) 入札参加希望者は、令和8年3月2日（月）正午までに市価調査票及び競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

(2) 郵便入札は、令和8年3月4日（水）17時必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず「早野」まで確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本人札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。また、郵便入札を行った者も入札に立会することは可能とする。郵便入札で当日立ち会った場合の再度入札は郵便入札として取り扱う。

(3) 電話・電報・FAX・メール等による入札は認めない。

(4) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（FAX不可）

(5) 入札書に関しては、1 (1) ~ 1 (4) までの入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、1 (1) ~ 1 (4) までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に（再度入札分）と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

### (6) 問い合わせ先

自衛隊群馬地方協力本部 総務課 会計班 担当：早野

仕様書関係 同上 管理班 担当：上中

電話027-221-4471 FAX027-221-4473

調達要求番号： 6PD91C0001

自衛隊群馬地方協力本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
自衛隊群馬地方協力本部で使用する 電気	作成	令和8年 2月 5日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	総務課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊群馬地方協力本部、前橋募集案内所、高崎地域事務所、沼田地域事務所及び太田出張所で使用する電気について適用する。

## 2 概要

a) 使用場所は、表1による。

表1-実施場所

官署名	住所
自衛隊群馬地方協力本部	群馬県前橋市南町3丁目64-12
前橋募集案内所	群馬県前橋市表町2丁目19-9
高崎地域事務所	群馬県高崎市あら町5-5
沼田地域事務所	群馬県沼田市東倉内町227 セレニータ・カーサ
藤岡募集案内所	群馬県藤岡市619-13

b) 業種及び用途

官公署（事務所）

## 3 仕様

### 3.1 適契約種別及び契約容量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表2による。

表2-自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	契約容量等
従量電灯C	24kVA
低圧電力	14kW（力率90%）
公衆街路灯A	—

b) 前橋募集案内所は、表3による。

表3-前橋募集案内

契約種別	契約容量等
低圧電力	10kW（力率90%）
従量電灯B	50A
低圧電力	4kW（力率90%）
従量電灯B	30A

c) 高崎地域事務所は、表 4 による。

表 4－高崎地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	8 kW (力率 90%)
従量電灯 B	40 A

d) 沼田地域事務所は、表 5 による。

表 5－沼田地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	7 kW (力率 90%)
従量電灯 C	15 kVA

e) 藤岡募集案内所は、表 6 による。

表 6－藤岡募集案内所

契約種別	契約容量等
従量電灯 B	30 A

### 3.2 予定使用電力量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表 7 による。

表 7－自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	予定使用電力
従量電灯 C	39,828 kWh
低圧電力	22,303 kWh
公衆街路灯 A	—

b) 前橋募集案内所は、表 8 による。

表 8－前橋募集案内

契約種別	予定使用電力
低圧電力	3,808 kWh
従量電灯 B	3,941 kWh
低圧電力	2,972 kWh
従量電灯 B	782 kWh

c) 高崎地域事務所は、表 9 による。

表 9－高崎地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	6,552 kWh
従量電灯 B	5,558 kWh

d) 沼田地域事務所は、表 10 による。

表 10－沼田地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	5,620 kWh
従量電灯 C	6,321 kWh

e) 藤岡募集案内所は、表 11 による。

表 11－藤岡募集案内所

契約種別	予定使用電力
従量電灯 B	893 kWh

### 3.3 供給電気の種類（再エネ比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の参供給電力量の割合が 30% を満たすこと。また、その環境価値について、陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

### 3.4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）00:00 から令和 9 年 3 月 31 日（水）24:00 までの間とすること。

### 3.5 提出書類

a) 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書（内訳書・検針情報を含む）を提出すること。

b) 契約業者は、契約年度における電力供給が終了後翌月 10 日までに、供給電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙第 7 を契約担当官に送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙第 7 提出後、需給両者の協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が 3.1 を満たしていない場合、契約業者は 3.1 を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に提出する等により補修すること。

### 3.6 その他

a) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

b) 非常用自家発電設備を有していない。

c) 各月の電力料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

d) 入札価格の算定にあたっては力率割（増）引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

f) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第 8 に示す要件を満たすこと。

g) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は 1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

h) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

i) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。なお、契約前の疑義の受付は、3 営業日前とする。

## 自衛隊群馬地方協力本部月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	従量電灯C(24kVA)	低圧電力(14kW)
令和7年4月	3,233	998
令和7年5月	3,043	419
令和7年6月	2,941	973
令和7年7月	3,311	2,527
令和7年8月	3,081	3,151
令和7年9月	3,238	2,855
令和7年10月	2,976	753
令和7年11月	3,184	862
令和7年12月	3,231	1,933
令和8年1月	3,342	2,375
令和8年2月	4,245	3,049
令和8年3月	4,003	2,408
合 計	39,828	22,303

## 前橋募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量			
	低圧電力(10kW)	従量電灯B(50A)	低圧電力(4kW)	従量電灯B(30A)
令和7年4月	206	313	81	63
令和7年5月	34	299	1	64
令和7年6月	100	309	47	67
令和7年7月	341	371	276	53
令和7年8月	361	286	281	40
令和7年9月	429	362	331	76
令和7年10月	65	338	23	86
令和7年11月	301	355	338	85
令和7年12月	565	355	519	79
令和8年1月	360	299	325	56
令和8年2月	599	338	422	56
令和8年3月	447	316	328	57
合 計	3,808	3,941	2,972	782

## 高崎地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(8kW)	従量電灯B(40A)
令和7年4月	51	477
令和7年5月	76	475
令和7年6月	674	524
令和7年7月	1,081	502
令和7年8月	1,049	392
令和7年9月	569	464
令和7年10月	156	429
令和7年11月	458	439
令和7年12月	483	386
令和8年1月	719	459
令和8年2月	765	502
令和8年3月	471	509
合 計	6,552	5,558

## 沼田地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(7kW)	従量電灯C(15kVA)
令和7年4月	430	626
令和7年5月	145	533
令和7年6月	121	594
令和7年7月	399	668
令和7年8月	397	505
令和7年9月	448	673
令和7年10月	638	165
令和7年11月	625	195
令和7年12月	532	665
令和8年1月	467	455
令和8年2月	746	637
令和8年3月	672	605
合 計	5,620	6,321

## 藤岡募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	
	従量電灯B(30A)
令和7年4月	50
令和7年5月	48
令和7年6月	76
令和7年7月	103
令和7年8月	131
令和7年9月	70
令和7年10月	69
令和7年11月	170
令和7年12月	68
令和8年1月	32
令和8年2月	35
令和8年3月	41
合 計	893

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>





## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、

- ① 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況
- ③ 年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組み

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点が合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) (1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊群馬地方協力本部長  
防衛事務官 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○○県○○市○  
商号又は名称 ○○株式会社  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他	

2 前年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	前年度 1kwh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (単位 : kg-CO2/kwh)		
②	前年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 (いずれかに○を付ける)	実施・未実施	

① ~④ の 合 計 点 数	
----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第○により算出した値を記載。

注 2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

調達要求番号： 6PD91C0002

自衛隊群馬地方協力本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
自衛隊群馬地方協力本部で使用する 電気	作成	令和8年 2月 5日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	総務課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊群馬地方協力本部、前橋募集案内所、高崎地域事務所、沼田地域事務所及び太田出張所で使用する電気について適用する。

## 2 概要

a) 使用場所は、表1による。

表1－実施場所

官署名	住所
自衛隊群馬地方協力本部	群馬県前橋市南町3丁目64-12
前橋募集案内所	群馬県前橋市表町2丁目19-9
高崎地域事務所	群馬県高崎市あら町5-5
沼田地域事務所	群馬県沼田市東倉内町227 セレニータ・カーサ
藤岡募集案内所	群馬県藤岡市619-13

b) 業種及び用途

官公署（事務所）

## 3 仕様

### 3.1 適契約種別及び契約容量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表2による。

表2－自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	契約容量等
従量電灯C	24kVA
低圧電力	14kW（力率90%）
公衆街路灯A	－

b) 前橋募集案内所は、表3による。

表3－前橋募集案内

契約種別	契約容量等
低圧電力	10kW（力率90%）
従量電灯B	50A
低圧電力	4kW（力率90%）
従量電灯B	30A

c) 高崎地域事務所は、表 4 による。

表 4－高崎地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	8 kW (力率 90%)
従量電灯 B	40 A

d) 沼田地域事務所は、表 5 による。

表 5－沼田地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	7 kW (力率 90%)
従量電灯 C	15 kVA

e) 藤岡募集案内所は、表 6 による。

表 6－藤岡募集案内所

契約種別	契約容量等
従量電灯 B	30 A

### 3.2 予定使用電力量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表 7 による。

表 7－自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	予定使用電力
従量電灯 C	39,828 kWh
低圧電力	22,303 kWh
公衆街路灯 A	—

b) 前橋募集案内所は、表 8 による。

表 8－前橋募集案内

契約種別	予定使用電力
低圧電力	3,808 kWh
従量電灯 B	3,941 kWh
低圧電力	2,972 kWh
従量電灯 B	782 kWh

c) 高崎地域事務所は、表 9 による。

表 9－高崎地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	6,552 kWh
従量電灯 B	5,558 kWh

d) 沼田地域事務所は、表 10 による。

表 10－沼田地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	5,620 kWh
従量電灯 C	6,321 kWh

e) 藤岡募集案内所は、表 11 による。

表 11—藤岡募集案内所

契約種別	予定使用電力
従量電灯 B	893 kWh

### 3.3 供給電気の種類（再エネ比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の参供給電力量の割合が 60% を満たすこと。また、その環境価値について、陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

### 3.4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）00:00 から令和 9 年 3 月 31 日（水）24:00 までの間とすること。

### 3.5 提出書類

a) 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書（内訳書・検針情報を含む）を提出すること。

b) 契約業者は、契約年度における電力供給が終了後翌月 10 日までに、供給電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙第 7 を契約担当官に送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙第 7 提出後、需給両者の協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が 3.1 を満たしていない場合、契約業者は 3.1 を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に提出する等により補修すること。

### 3.6 その他

a) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

b) 非常用自家発電設備を有していない。

c) 各月の電力料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

d) 入札価格の算定にあたっては力率割（増）引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

f) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第 8 に示す要件を満たすこと。

g) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 kW とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は 1 kW 時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

h) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

i) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。なお、契約前の疑義の受付は、3 営業日前とする。

## 自衛隊群馬地方協力本部月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	従量電灯C(24kVA)	低圧電力(14kW)
令和7年4月	3,233	998
令和7年5月	3,043	419
令和7年6月	2,941	973
令和7年7月	3,311	2,527
令和7年8月	3,081	3,151
令和7年9月	3,238	2,855
令和7年10月	2,976	753
令和7年11月	3,184	862
令和7年12月	3,231	1,933
令和8年1月	3,342	2,375
令和8年2月	4,245	3,049
令和8年3月	4,003	2,408
合 計	39,828	22,303

## 前橋募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量			
	低圧電力(10kW)	従量電灯B(50A)	低圧電力(4kW)	従量電灯B(30A)
令和7年4月	206	313	81	63
令和7年5月	34	299	1	64
令和7年6月	100	309	47	67
令和7年7月	341	371	276	53
令和7年8月	361	286	281	40
令和7年9月	429	362	331	76
令和7年10月	65	338	23	86
令和7年11月	301	355	338	85
令和7年12月	565	355	519	79
令和8年1月	360	299	325	56
令和8年2月	599	338	422	56
令和8年3月	447	316	328	57
合 計	3,808	3,941	2,972	782

## 高崎地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(8kW)	従量電灯B(40A)
令和7年4月	51	477
令和7年5月	76	475
令和7年6月	674	524
令和7年7月	1,081	502
令和7年8月	1,049	392
令和7年9月	569	464
令和7年10月	156	429
令和7年11月	458	439
令和7年12月	483	386
令和8年1月	719	459
令和8年2月	765	502
令和8年3月	471	509
合 計	6,552	5,558

## 沼田地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(7kW)	従量電灯C(15kVA)
令和7年4月	430	626
令和7年5月	145	533
令和7年6月	121	594
令和7年7月	399	668
令和7年8月	397	505
令和7年9月	448	673
令和7年10月	638	165
令和7年11月	625	195
令和7年12月	532	665
令和8年1月	467	455
令和8年2月	746	637
令和8年3月	672	605
合 計	5,620	6,321

## 藤岡募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	従量電灯B(30A)
	令和7年4月
令和7年5月	48
令和7年6月	76
令和7年7月	103
令和7年8月	131
令和7年9月	70
令和7年10月	69
令和7年11月	170
令和7年12月	68
令和8年1月	32
令和8年2月	35
令和8年3月	41
合 計	893

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>





## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、

- ① 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況
- ③ 年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組み

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点が合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) (1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

分任契約担当官

陸上自衛隊群馬地方協力本部長

防衛事務官 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○○県○○市○

商号又は名称 ○○株式会社

代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他	

2 前年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	前年度 1kwh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (単位 : kg-CO2/kwh)		
②	前年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 (いずれかに○を付ける)	実施・未実施	

① ~④ の 合 計 点 数	
----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第○により算出した値を記載。

注 2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

調達要求番号： 6PD91C0003

自衛隊群馬地方協力本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
自衛隊群馬地方協力本部で使用する 電気	作成	令和8年 2月 5日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	総務課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊群馬地方協力本部、前橋募集案内所、高崎地域事務所、沼田地域事務所及び太田出張所で使用する電気について適用する。

2 概要

a) 使用場所は、表1による。

表1-実施場所

官署名	住所
自衛隊群馬地方協力本部	群馬県前橋市南町3丁目64-12
前橋募集案内所	群馬県前橋市表町2丁目19-9
高崎地域事務所	群馬県高崎市あら町5-5
沼田地域事務所	群馬県沼田市東倉内町227 セレニータ・カーサ
藤岡募集案内所	群馬県藤岡市619-13

b) 業種及び用途

官公署（事務所）

3 仕様

3.1 適契約種別及び契約容量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表2による。

表2-自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	契約容量等
従量電灯C	24kVA
低圧電力	14kW（力率90%）
公衆街路灯A	—

b) 前橋募集案内所は、表3による。

表3-前橋募集案内

契約種別	契約容量等
低圧電力	10kW（力率90%）
従量電灯B	50A
低圧電力	4kW（力率90%）
従量電灯B	30A

c) 高崎地域事務所は、表 4 による。

表 4－高崎地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	8 kW (力率90%)
従量電灯 B	40 A

d) 沼田地域事務所は、表 5 による。

表 5－沼田地域事務所

契約種別	契約容量等
低圧電力	7 kW (力率90%)
従量電灯 C	15 kVA

e) 藤岡募集案内所は、表 6 による。

表 6－藤岡募集案内所

契約種別	契約容量等
従量電灯 B	30 A

### 3.2 予定使用電力量

a) 自衛隊群馬地方協力本部は、表 7 による。

表 7－自衛隊群馬地方協力本部

契約種別	予定使用電力
従量電灯 C	39,828 kWh
低圧電力	22,303 kWh
公衆街路灯 A	—

b) 前橋募集案内所は、表 8 による。

表 8－前橋募集案内

契約種別	予定使用電力
低圧電力	3,808 kWh
従量電灯 B	3,941 kWh
低圧電力	2,972 kWh
従量電灯 B	782 kWh

c) 高崎地域事務所は、表 9 による。

表 9－高崎地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	6,552 kWh
従量電灯 B	5,558 kWh

d) 沼田地域事務所は、表 10 による。

表 10－沼田地域事務所

契約種別	予定使用電力
低圧電力	5,620 kWh
従量電灯 C	6,321 kWh

e) 藤岡募集案内所は、表 11 による。

表 11－藤岡募集案内所

契約種別	予定使用電力
従量電灯B	893 kWh

### 3.3 供給電気の種類（再エネ比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の参供給電力量の割合が 100%を満たすこと。また、その環境価値について、陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

### 3.4 契約期間

令和8年4月1日（水）00：00から令和9年3月31日（水）24：00までの間とすること。

### 3.5 提出書類

a) 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書（内訳書・検針情報を含む）を提出すること。

b) 契約業者は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙第7を契約担当官に送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙第7提出後、需給両者の協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が 3.1 を満たしていない場合、契約業者は 3.1 を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを陸上自衛隊自衛隊群馬地方協力本部に提出する等により補修すること。

### 3.6 その他

a) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

b) 非常用自家発電設備を有していない。

c) 各月の電力料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

d) 入札価格の算定にあたっては力率割（増）引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

f) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第8に示す要件を満たすこと。

g) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額は、電気需給契約書に基づき算出する。

h) 契約事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、官側へ書面で提出することとする。

i) この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。なお、契約前の疑義の受付は、3営業日前とする。

## 自衛隊群馬地方協力本部月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	従量電灯C(24kVA)	低圧電力(14kW)
令和7年4月	3,233	998
令和7年5月	3,043	419
令和7年6月	2,941	973
令和7年7月	3,311	2,527
令和7年8月	3,081	3,151
令和7年9月	3,238	2,855
令和7年10月	2,976	753
令和7年11月	3,184	862
令和7年12月	3,231	1,933
令和8年1月	3,342	2,375
令和8年2月	4,245	3,049
令和8年3月	4,003	2,408
合 計	39,828	22,303

## 前橋募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量			
	低圧電力(10kW)	従量電灯B(50A)	低圧電力(4kW)	従量電灯B(30A)
令和7年4月	206	313	81	63
令和7年5月	34	299	1	64
令和7年6月	100	309	47	67
令和7年7月	341	371	276	53
令和7年8月	361	286	281	40
令和7年9月	429	362	331	76
令和7年10月	65	338	23	86
令和7年11月	301	355	338	85
令和7年12月	565	355	519	79
令和8年1月	360	299	325	56
令和8年2月	599	338	422	56
令和8年3月	447	316	328	57
合 計	3,808	3,941	2,972	782

## 高崎地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(8kW)	従量電灯B(40A)
令和7年4月	51	477
令和7年5月	76	475
令和7年6月	674	524
令和7年7月	1,081	502
令和7年8月	1,049	392
令和7年9月	569	464
令和7年10月	156	429
令和7年11月	458	439
令和7年12月	483	386
令和8年1月	719	459
令和8年2月	765	502
令和8年3月	471	509
合 計	6,552	5,558

## 沼田地域事務所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	予定使用電力量	
	低圧電力(7kW)	従量電灯C(15kVA)
令和7年4月	430	626
令和7年5月	145	533
令和7年6月	121	594
令和7年7月	399	668
令和7年8月	397	505
令和7年9月	448	673
令和7年10月	638	165
令和7年11月	625	195
令和7年12月	532	665
令和8年1月	467	455
令和8年2月	746	637
令和8年3月	672	605
合 計	5,620	6,321

## 藤岡募集案内所月別予定使用電力量

(単位:kWh)

年 月	従量電灯B(30A)
	令和7年4月
令和7年5月	48
令和7年6月	76
令和7年7月	103
令和7年8月	131
令和7年9月	70
令和7年10月	69
令和7年11月	170
令和7年12月	68
令和8年1月	32
令和8年2月	35
令和8年3月	41
合 計	893

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス (バイオガスを含む)
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>





## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、

- ① 前年度の1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 前年度の未利用エネルギー活用状況
- ③ 年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組み

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点が合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 前年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) (1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

分任契約担当官

陸上自衛隊群馬地方協力本部長

防衛事務官 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○○県○○市○

商号又は名称 ○○株式会社

代表者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他	

2 前年度の状況

	項 目	自社の基準値	点数
①	前年度 1kwh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (単位 : kg-CO2/kwh)		
②	前年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	前年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 (いずれかに○を付ける)	実施・未実施	

① ~④ の 合 計 点 数	
----------------	--

注 1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第○により算出した値を記載。

注 2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注 3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。